

第10章 許可又は不許可の通知

(法第35条)

(許可又は不許可の通知)

法第35条 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。

〈解説〉

本条は、開発許可申請に対する処分の迅速な処理とその処分の文書による通知を規定したものです。

1 許可・不許可の処分

許可の処分は、「開発行為許可通知書」に法第79条の規定に基づく必要な条件を明示して通知します。また、不許可の処分は、「開発行為不許可通知書」に行政手続法第8条の規定に基づく不許可の理由を明示して通知します。

※P.370 「許可等の条件」
参照

2 審査基準

許可権者は、行政手続法第5条第1項の規定に基づき、申請により求められた許可等をするかどうかを判断するために必要とされる「審査基準」を定めます。また、定めた審査基準は、窓口に備付け等の方法により公にしておく必要があります(行政手続法第5条第3項)。

3 標準処理期間

許可権者は、開発許可申請があつたときは、行政手続法第6条の規定に基づき設定した通常要すべき標準的な期間内に事務処理が完結するよう努めなければなりません。標準処理期間は許認可等の内容により異なり、窓口に備付け等の方法により公にしておく必要があります。なお、相当期間を経過しても何らの処分もしないときは、法第50条の規定に基づく不作為の不服申立ての対象となります。

4 不備のある許可申請

法第30条の規定による許可申請に当たり、申請書の記載事

※行政手続法第7条参照

項や添付書類に不備がある場合は、許可権者が相当の期間を定めてその補正を求め、その期間の経過後もなお補正がなされないときは、当該申請は原則として不許可となります。